

Asian Legal Update

2024 年
第 1 四半期 (1-3 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
フィリピン	4
シンガポール	5
タイ	6
ベトナム	7
インド	8
ミャンマー	9
台湾	10
香港	11
アラブ首長国連邦	12
日本	13
バングラデシュ	14
スリランカ	15
パキスタン	16
トルコ	17

1. ピアツーピア(P2P)レンディング

インドネシア金融サービス庁(OJK)は、情報技術に基づく融資サービスに関する OJK 規則 2022 年第 10 号(POJK.05)をさらに円滑に実施するために、OJK 通達 2024 年第 1 号(SEOJK.06)を発行しました。

本通達は、情報技術に基づく融資サービス事業者に対して、融資取引および報告に関するデータ提出の手続きおよび仕組みを定めています。

本通達によれば、2024 年 7 月 1 日以降、P2P プラットフォーム事業者は、以下の 3 種類のデータを提出しなければなりません。

- (i) 融資取引に関するデータ(顧客情報および融資の質を含みます。)
- (ii) 定期的な財務報告(損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、未決済資金の質、活動状況報告書など。)
- (iii) 偶発的な事象に関する報告(不正に関する報告、訴訟、業務妨害など。)

インドネシアの P2P レンディング業界では、P2P プラットフォーム事業者のコーポレート・ガバナンス水準の向上と、様々な課題に直面する中での P2P レンディング事業の持続可能性の維持のために規制が強化されています。

OJK が公表した、「P2P 業界の発展と強化のためのロードマップ」においては、今後 2 年間(2025 年および 2026 年)は、より高い成長力を創出するために、P2P 事業の統合に重点が置かれています。この段階では、すべての P2P プラットフォーム事業者は、最低 125 億インドネシアルピアの自己資本要件(2025 年 7 月時点)を満たすことが期待されています。

2. 二酸化炭素の回収・貯留(CCS)に関する規制

インドネシア政府は、長らく待望されていた、二酸化炭素の回収・貯留(CCS(Carbon Capture and Storage))活動の実施に関する大統領令 2024 年第 14 号(「**大統領令 2024 年第 14 号**」)を発行しました。大統領令 2024 年第 14 号は、エネルギー・鉱物資源大臣(「MEMR」)規則 2023 年第 2 号(「**MEMR 規則 2023 年第 2 号**」)とともに、2060 年までに排出量ネットゼロを達成することを目指してインドネシアにおいて CCS 活動を実施するための包括的な規制枠組みを定めるものです。

大統領令 2024 年第 14 号が発行される前は、事業許可を有する石油・ガス請負業者(「**請負業者**」)のみが、MEMR 又は SKK MIGAS(石油・ガス事業上流部門担当特別局)若しくは BPMA(アチェ石油・ガス管理機関)の認可を受けて指定作業区域内で CCS 活動を行うことが許されていました。しかしながら、大統領令 2024 年第 14 号により、インドネシア政府は、次のことを条件に、請負業者以外の事業主体についても CCS 活動を行うことを許可しました。(i)MEMR から探査許可証(Izin Eksplorasi)若しくは保管許可証(Izin Operasi Penyimpanan)又はその両方を取得すること。(ii)MEMR が指定する炭素貯蔵許可区域(Wilayah Izin Penyimpanan Karbon)内で CCS 活動を行うこと。

また、大統領令 2024 年第 14 号は、MEMR 規則 2023 年第 2 号とは異なり、輸出国との二国間協定、排出炭素の国内割当分及び輸入分の最少要件を満たすことなどを前提として、クロスボーダーの CCS 活動を明示的に認めています。

1. 実質的所有権の報告枠組みの強化

2024 年会社法(改正後)(The Companies (Amendment) Act 2024。「**本改正**」)は 2024 年 2 月 2 日に公布され、2024 年 4 月 1 日に施行されました。特筆すべき点として、本改正では、実質的所有権の開示及び報告に関する強化された枠組みが導入されています。当該枠組みの主な特徴は以下のとおりです。

- (i) **「実質的所有者」の定義**：従来、「実質的所有者」は 2016 年会社法において「株式の最終的な所有者であり、いかなる性質の名義人(ノミニー)も含まない」と定義されていました。本改正により「実質的所有者」の定義が拡大され、「会社を最終的に所有又は支配する自然人であり、会社に対して最終的な実質的支配を行う者を含む」とされました。マレーシア企業委員会(「**CCM**」)が発行した「会社の実質的所有権の報告枠組みに関するガイドライン」(「**ガイドライン**」)では、会社の取締役若しくは経営陣に対して重要な影響力又は支配力を行使している場合、会社の株式又は議決権の 20%未満を保有するにとどまる個人についても「最終的な実質的支配を行う者」に含まれることが明記されました。
- (ii) **実質的所有者登録簿**：マレーシア所在の会社は、登記上の事務所に実質的所有者登録簿を保管することが義務付けられています。実質的所有者の情報に変更が生じた場合、当該変更が生じた日から 14 日以内に CCM に対して当該変更を通知する必要があります。2024 年 4 月 1 日以降、会社は CCM の実質的所有権電子システムを通じて実質的所有者の情報を通知することが必要となりました。
- (iii) **開示及び報告義務**：会社は、(a)株主及び(b)実質的所有者であると会社が認識する又は合理的に判断可能な者に対して、必要な実質的所有者の情報及び/又は当該情報の変更を把握するために、書面による通知を行うことが義務付けられています。
- (iv) **実質的所有者の情報へのアクセス**：ガイドラインは、実質的所有者の情報は非公開とする旨を規定しています。もっとも、特定の機関等が他の制定法に基づく責任を履行する上で実質的所有者の情報が重要性を有し得るという事実を考慮し、国内取引・生計費省は、実質的所有者登録簿にアクセス可能な者(法執行機関、公的機関及び 2016 年会社法に基づき公示された報告機関等)を定める権限を与えられています。

また、会社は、2024 年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に最新の実質的所有者の情報を実質的所有権電子システムに登録する必要があります。詳細については、後日、CCM から公表されることとなっています。

2. 2024 年サイバーセキュリティ法案

2024 年サイバーセキュリティ法案(「**本法案**」)は、2024 年 3 月 27 日に下院で可決され、同年 4 月 3 日に上院でも可決されました。本法案が施行されれば、マレーシア初の包括的なサイバーセキュリティ法制として、国家のサイバーセキュリティが強化され、2010 年個人情報保護法等の既存の法的枠組みとともにサイバーセキュリティの脅威に対処することが可能となります。本法案の主な特徴は以下のとおりです。

- (i) **国家重要情報インフラ(「NCII」)**：本法案は NCII を「コンピュータ又はコンピュータ・システムであって、その中断又は破壊が、マレーシアの安全保障、防衛、外交関係、経済、公衆衛生、公共の安全若しくは公の秩序に不可欠なサービスの提供又は連邦政府若しくは州政府の機能の効果的遂行に有害な影響を及ぼすもの」と定義しています。
- (ii) **NCII 事業体の義務**：NCII 事業体として指定された事業体は、本法案に基づき、(a)各 NCII セクター代表者が発行した実施規範に明記された対策、基準及びプロセスの実施、(b)サイバーセキュリティ監査及びリスクアセスメントの実施、並びに(c)サイバーセキュリティインシデントが発生した場合の国家サイバーセキュリティ庁長官及び NCII セクター代表者への通知等の義務を負います。
- (iii) **サイバーセキュリティサービスプロバイダに対する許認可要件の策定**：本法案は、所定のサイバーセキュリティサービスプロバイダを新たな許認可枠組みの対象とすることを提案しています。もっとも、許認可の対象となるサイバーセキュリティサービスの範囲は現時点で指定されていません。
- (iv) **域外適用**：本法案は域外適用を定めており、国籍又は市民権を問わず、マレーシア国内外のあらゆる者が本法案の適用対象となります。外国企業は、その全部又は一部がマレーシア国内に所在する NCII に関与している場合、本法案の適用を受ける可能性があります。

1. 官民連携法施行規則の公布

2023 年 12 月に共和国法第 11966 号、いわゆる「フィリピン官民連携法」(「PPP 法」)が施行されたことを受け、2024 年 3 月 22 日に、PPP センターから PPP 法の適正な執行のための詳細を定めた施行規則が公布され、2024 年 4 月 6 日に施行された。同施行規則の特筆すべき点として、(i) PPP 契約の定義が拡大され、PPP 契約とは、実施主体である政府機関と民間パートナーとの間で締結される、「インフラ又は開発プロジェクト及びサービス」に係る資金調達、設計、工事、運営及び保守、又はこれらの組合せに関する契約上の取決めをいい、典型例として、インフラ又は開発プロジェクト及びサービスを公共部門が担い、各当事者が関連するリスクを負担し、民間パートナーによる投資の回収は業績連動型とする、とされたこと、(ii) 「インフラ又は開発プロジェクト及びサービス」に分類されるプロジェクトの類型を例示したリストが追加され、PPP 法の適用が除外される公共インフラプロジェクトが示されたこと、並びに (iii) PPP 法の要件に違反した場合の行政、民事及び刑事の責任を規定し、特に PPP 法が禁止する行為を犯した者に対し、100 万フィリピンペソから 500 万フィリピンペソまでの罰金及び 3 年から 6 年の禁固刑が定められたこと、などが挙げられる。

2. 申告の遅滞・不提出に対する SEC の罰金及び罰則に関する最新情報

2024 年 3 月 27 日に、フィリピン証券取引委員会(「SEC」)の覚書通達第 6-2024 号が発出され、SEC への申告を期限内に行わない、又は申告自体を行わない企業に対する罰金及び罰則について最新の情報が提供された。同通達は、2024 年 4 月 1 日から適用されている。

これまで上記の申告義務違反に対する罰金は、違反 1 件当たり 500 フィリピンペソから 1,000 フィリピンペソの範囲と定められていたが、今回の通達により、申告遅滞の罰金については、株式会社の場合にはその内部留保額を基準とし、1 回目の違反では 5,000 フィリピンペソから 25,000 フィリピンペソまでの罰金に月当たり遅延金 1,000 フィリピンペソを加えた額が設定され、以後 5 回目までは 9,000 フィリピンペソから 45,000 フィリピンペソまでの罰金に月当たり遅延金 1,000 フィリピンペソを加えた額が適用されることとなる。申告自体を行わなかった場合には、1 回目の違反では 10,000 フィリピンペソから 30,000 フィリピンペソまでの罰金に月当たり遅延金 1,000 フィリピンペソを加えた額が設定され、以後 5 回目までは 18,000 フィリピンペソから 54,000 フィリピンペソまでの罰金に月当たり遅延金 1,000 フィリピンペソを加えた額が適用される。

3. 税額控除及び退職給付に関する指針の明確化

共和国法第 4917 号に基づき、税制適格の要件を満たした退職制度に基づき付与される退職給付に対し、(i) 退職する従業員が同一の雇用主の下で少なくとも 10 年間継続して勤務していたこと、及び (ii) 退職する従業員が 50 歳又はそれ以上であることを条件として、税額控除が認められる。

この税額控除につきフィリピン内国歳入庁(「BIR」)は、直近 2024 年 1 月 22 日付の歳入覚書通達(「BIR 通達」)第 13-2024 号において、有効な合併における従業員の転籍に係る処理について、詳細な説明をしている。それによれば、「当事会社」¹ の 1 社から他社への従業員の転籍について、有効な合併による「多数雇用主制度」²に基づき実行されるのであれば、当該従業員の 10 年の所定勤続年数を算出する上で、両方の会社における勤続期間を合わせたものが考慮される。ただし、当該従業員が被合併会社からいかなる退職給付も受けていないことが条件とされる。本通達が発出される前は、他社に転籍する従業員は、両方の会社における勤続期間を合算することができず、共和国法第 4917 号の税額控除を利用することができなかった。

¹ BIR 通達によれば、「当事会社」とは、その退職する役員・従業員への給付を拠出する 2 又はそれ以上の関連する報告主体をいい、1 又は複数の当事会社のいずれかの親会社、子会社又は兄弟会社がこれに該当するとされる。

² BIR 通達によれば、「多数雇用主制度」とは、上記の当事会社がその退職する役員・従業員への給付を拠出する退職制度をいう。

1. 就労パス(EP)に対する最低基本月給基準の変更

2024年3月4日、人材開発省(Ministry of Manpower、「MOM」)は、就労パス(Employment Pass、「EP」)の現行の最低基本月給基準 5,000 シンガポールドル(「SGD」)について、新規の EP 申請については 2025 年 1 月 1 日から、EP の更新については 2026 年 1 月 1 日から、5,600SGD に引き上げると発表しました。この EP の資格要件である最低基本月給基準は、23 歳から年齢とともに段階的に増加し続ける仕組みとなっており、45 歳以上における 10,500SGD を上限とします。また、金融サービス業界については、最低基本月給基準は 5,500SGD から 6,200SGD に引き上げられ、他の職種同様 23 歳から年齢とともに段階的に増加し続け、45 歳以上では、11,800SGD とされています。

また、EP を取得したい者は、2023 年 9 月 1 日以降の新規の EP 申請、及び 2024 年 9 月 1 日以降の EP の更新から、上記の最低基本月給基準に加えて、ポイント制に基づく補完的評価フレームワーク(「COMPASS」)に合格しなければなりません。

COMPASS は、(a)個人の属性(給与、資格、不足職種リスト(SOL)に掲載されていることなど)及び、(b)企業に関連する属性(多様性、ローカル社員の雇用に関する貢献度、イノベーションに関する特定の評価基準を満たすこと、又は国際化活動など)を総合的に判断し、EP 申請者を評価します。COMPASS の詳細は MOM のホームページを参照ください

(<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility#compass>)。

COMPASS の導入に伴い、全ての中等教育修了以上の資格の申告に際しては、学歴証明書等の第三者認証が必要となります。この要件は、2023 年 9 月 1 日以降の新規の EP 申請、及び 2024 年 9 月 1 日以降の EP の更新申請に適用されます。第三者認証は、EP の申請において資格が申告される限り必須であり、COMPASS に合格するために資格のポイントを必要とする雇用主は、従業員を代表して EP の申請書において第三者認証を付した資格を申告しなければなりません。

2. サイバーセキュリティ法の改正

サイバーセキュリティ庁(「CSA」)は、サイバーセキュリティ改正法案(「本法案」)を提出し、2018 年サイバーセキュリティ法(「本法」)の改正を提案しました。本法案は、2023 年 12 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日までのパブリックコメント期間を経て、2024 年 4 月 3 日に国会で成立しました。本法案は、本法がサイバー空間における新たな課題や進化する技術的側面に対処するため、引き続き目的に適合することを目指すものです。

本法案は、水道、電気、銀行等の不可欠なサービスを提供する critical information infrastructure(「重要情報インフラ」)のサイバーセキュリティに関する既存の規定を更新すると共に、CSA の監督範囲を拡大し、時限的にサイバーセキュリティ上の懸念があるシステム(「時限的懸念対象システム」)のサイバーセキュリティシステムについても監督対象に含めます。さらに本法案は、entities of special cybersecurity interest(「サイバーセキュリティ特別利害事業体」)と foundational digital infrastructure(「基盤的デジタルインフラ」)という 2 つの新たな規制対象事業体を導入し、これらの事業体を軽度の規制措置の対象とします。

提案されている主な改正点は以下の通りです。

(i) 「プロバイダー非所有の重要情報インフラ」という別のカテゴリーを導入することで、重要情報インフラの定義を拡大します。この定義の下では、プロバイダーは、自己の重要サービスの継続的な提供のために使用している重要情報インフラを自ら所有・支配していない場合でも、本法に基づく義務を確実に果たせるよう、コンピューティング関連のベンダー又は重要情報インフラの所有者から法的拘束力のあるコミットメントを得ることが義務の一つとして求められます。

(ii) インシデント報告の範囲を拡大します。例えば、重要情報インフラ所有者がサイバーセキュリティ委員会(「委員会」)に報告すべきインシデントの種類を拡大し、委員会の副委員長、補助委員、及び/若しくはサイバーセキュリティ担当官、又は同法に基づき委員会が任命した担当官に立入検査の実施を許可する権限を付与します。また、重要情報インフラの所有者は、プロバイダーが所有する重要情報インフラに関連したインシデントのみが報告の対象となっている現行の法制度とは異なり、プロバイダーが管理するネットワークのあらゆる部分に関するインシデント、又はサプライヤーが管理するネットワークにおけるプロバイダー所有の重要情報インフラと連携又は通信する部分に関するインシデントを報告することが求められます。

(iii) 委員会の規制監督権限を、重要情報インフラ所有者だけでなく、新しい 3 つのカテゴリーに及ぼします。その 3 つとは、時限的懸念対象システム、サイバーセキュリティ特別利害事業体及び基盤的デジタルインフラです。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. デジタル産業への投資奨励

2024 年 3 月 15 日、タイ投資委員会(「BOI」)は、「デジタル産業への投資奨励の改善に関する布告」第 Sor. 2/2567 号(「**デジタル産業に関する布告**」)を公表しました。デジタル産業に関する布告は、投資奨励の対象を、デジタルサービスやデジタルコンテンツ提供のためのソフトウェアプラットフォームの改良を行う会社にも拡大するものです。もっとも、対象となる会社は、BOI のインセンティブの対象である他のデジタルサービス事業者と比べて、より厳しい規制を受けることになります。例えば、法人所得税の免除や、事業運営のための土地所有の資格はなく、投資奨励証書の受領後 12 ヶ月以内に、期限の延長がされることなく、事業を開始しなければなりません。かかる制限がある一方で、投資奨励対象となる業種の会社は、機械の輸入税免除や、奨励対象活動に従事する外国人熟練労働者や専門家のタイへの入国許可など、上記以外の BOI のインセンティブについては、引き続き利用することができます。³

また、デジタル産業に関する布告では、デジタルサービスやデジタルコンテンツ提供のためのソフトウェアプラットフォームの開発における投資奨励の条件が新たに定められています。投資奨励証書の受領後 12 ヶ月以内に、期限の延長がされることなく、事業を開始しなければならないといった要件が含まれており、機械を輸入するための期間の延長も認められなくなります。他方で、データセンター事業者については、事業運営のために最低 3,000 平方メートルの敷地を確保しなければならないとの要件は撤廃されました。代わりに、データセンターは、2MW 以上の IT 負荷に対応可能な電気システムを備えている必要があります。また、データセンターについては、事業運営のための ISO 9000、ISO 14000、その他の規格を取得する必要はありません。

2. 電気自動車の利用促進策(EV 3.5)

2024 年 1 月 29 日、財務省物品税局は、同年 1 月 1 日に施行された「乗用車及び二輪車に関する、電気自動車利用促進策第二段における恩典の基準、方法及び条件に関する告示」(「**EV に関する告示**」)を発出しました。EV に関する告示は、タイ政府の電気自動車(「EV」)普及促進策第二段の一環として公表されたものです。EV に関する告示に基づき、公認販売業者に指定された工業会社や輸入業者等の対象者は、EV 促進策第二段に基づく恩典を申請することができます。これらの恩典として、輸入税の免除・軽減のほか、製造車・輸入車の種類に応じた補助金の支給があります。また、EV に関する告示は、EV 促進策に基づく恩典を受けるメーカーに対して、2026 年 1 月 1 日以降、タイ製部品の使用を順次増やしていくことを義務付けています。さらに、当該メーカーは、輸入補償として、輸入車 1 台につき製造車 2 台の割合で EV を製造することが義務付けられています。

3. 犯罪記録に関する個人情報保護

「仏暦 2566 年(2023 年)法令に基づき権限を与えられた公的機関の管理下で行われたい、犯罪歴に関する個人情報の収集に関する、個人情報保護措置の基準に関する個人情報保護委員会告示」(「**犯罪記録に関する告示**」)は、2024 年 1 月 8 日に官報に掲載され、掲載の 90 日後にあたる同年 4 月 7 日に施行されました。犯罪記録に関する告示に基づいて、個人情報管理者は、当該情報が公的情報であることを政府機関が証明した場合であり、かつ、法律で許可されているか、データ主体が明示的に同意している場合に限り、犯罪記録関連個人情報(犯罪捜査、訴訟手続、制裁に関する個人情報を含む)を収集することが認められます。ただし、データ主体の同意を得て犯罪記録を収集することができるのは、雇用等の特定の目的に制限されます。さらに、個人情報管理者は、当該収集のために必要な組織的・技術的措置(物理的措置を含む)が確実に実施されるようにすることが義務付けられています。

³デジタル産業に関する布告が公表される以前は、デジタル産業のうち、BOI から投資奨励を得ることができるのは、デジタルサービスまたはデジタルコンテンツ提供のためのソフトウェアプラットフォーム開発、データセンター、クラウドサービス、国際高速海上通信回線サービス、イノベーションパーク、メーカースペースや製造ラボ、コワーキングスペース、スマートシティ区域開発、またはスマートシティシステム開発の各事業を行う会社に限られていました。

1. 金融機関に関する法律第 32/2024/QH15 号(「新 LoCI」)

2024 年 1 月 18 日、新 LoCI が採択され、一定の場合を除き、2024 年 7 月 1 日から施行されます。新 LoCI は、現行法(「**現行 LoCI**」)と比較して、以下のいくつかの重要な修正があります。なお、金融機関には銀行、ノンバンク等が含まれます。

- (i) 与信限度額の引下げ: 2024 年 7 月 1 日より、商業銀行又は外国銀行支店における与信限度額は、顧客については当該銀行等の自己資本の 15%から 10%に、顧客及びその関係者については自己資本の 25%から 15%に段階的に引き下げられます。ノンバンクにおける与信限度額については、2024 年 7 月 1 日より、顧客については自己資本の 25%から 15%に、顧客及びその関係者については 50%から 25%に引き下げられます。
- (ii) ライセンス手続の統合: ベトナム国家銀行が新 LoCI の下で金融機関、外国銀行支店、外国信用機関の駐在員事務所、及び銀行活動を行うその他の外国組織に対して付与した設立ライセンスは、その事業登録証明書として認識されます。このため、金融機関は、現行 LoCI の下で実施する必要がある企業法に基づく事業登録手続を実施する必要はなくなります。
- (iii) 株式保有比率の引下げ: 新 LoCI の下では、金融機関が株式会社である場合、機関投資家による株式保有比率の上限は当該信用機関の定款資本の 15%から 10%に引き下げられ、株主(個人又は機関投資家)及びその関係者の株式保有比率の上限は、当該信用機関の定款資本の 20%から 15%に引き下げられます。
- (iv) 関係者の定義の拡大: 新 LoCI の下では、(a)金融機関の子会社の子会社、(b)個人の、父方の祖父母、母方の祖父母、父方の孫、母方の孫、母又は父の兄弟姉妹、及び甥と姪など、関係者の定義が拡大されています。
- (v) 担保資産である不動産プロジェクトの譲渡: 新 LoCI は、金融機関、外国銀行支店、信用機関の債務管理及び資産開発会社、ベトナムの金融機関の資産管理会社が、不動産事業法に基づく不動産事業者の条件に関する規制を受けることなく、担保である不動産プロジェクトの全部又は一部を譲渡して債権を回収することを明確に許容しています。

2. 土地に関する法律第 31/2024/QH15 号(「新土地法」)

新土地法は 2024 年 1 月 18 日に採択され、2025 年 1 月 1 日から施行されます。新土地法によって導入されたいくつかの重要な変更は以下のとおりです。

- (i) 外国投資企業(FIE)の概念の変更: 現在、すべての外国投資企業(Foreign invested enterprises. 「**FIE**」)は、外資の保有比率に関係なく、土地使用権(Lang use right. 「**LUR**」)に関する厳格な規制の対象となっています。ただし、新土地法の下では、FIE とは、投資法 23 条の定めるとおり、外国投資家が直接又は子会社を介して総株式の 50%超を保有している会社を指すこととされました。このため、現行法とは異なり、外国投資家の保有比率が 50%以下の FIE やその子会社や関連会社などは、新土地法に基づく内資企業と同じ扱いを受けることになります。
- (ii) FIE の権利の拡張: 現行の規制と比較して、新土地法に基づく FIE の権利が拡張されています。例えば、(a)年払いの賃料で土地をリースしている FIE は、土地リース契約においてリース権を売却又は転リースする権利があり、(b)FIE は工業団地、工業集積区域及びハイテク団地における LUR の譲渡を受けることができます。
- (iii) 地価区分の廃止: 新土地法により、土地使用料を決定するために土地の種類ごとに最高価格と最低価格を定める政府が発行する地価区分が廃止され、年間地価表と具体的な土地使用料は市場原理等によって決定されることになります。
- (iv) 土地割当て・リースの明確化: 新土地法は、LUR の競売、入札による土地利用事業の出資者の選定、LUR 取得の合意など、土地割当て又はリースの形態による LUR の取得方法について明確化しています。具体的には、いずれの形態が適用されるケースであるか、その形態を適用する土地の条件、各形態における土地取得を行う事業体又は個人の条件が規定されています。
- (v) LUR への抵当権設定が許されるケースの拡充: 現行の土地法では、LUR 及び/又は土地に付随する資産については、ベトナムで営業している信用機関のみ抵当権を設定することが可能ですが、新土地法では、内資企業が、LUR とその土地に付随する資産(土地の割当て又は一括払いのリースの場合)又は土地に付随する資産(年払いのリースの場合)に抵当権を設定することが可能となりました。

1. 女性の工場深夜勤務条件(ハリヤナ州)

ハリヤナ州政府は、連邦法である 1948 年工場法(「工場法」)第 66 条に基づき、2024 年 3 月 14 日、女性の深夜勤務(午後 7 時から午前 6 時まで)が認められるための安全と警備等に関する条件を通達として告示しました。

主な条件は以下のとおりです。

- (a) 2013 年セクシャルハラスメント(予防・禁止及び救済)法(「POSH 法」)を遵守し、全ての職場単位で社内苦情委員会(「ICC」)を設置すること。
- (b) 全ての職場の見やすい場所に POSH 法に基づき ICC を設置する旨の通達等を掲示すること。
- (c) 深夜勤務する女性労働者は一度に 10 人以上とすること。
- (d) 女性従業員の住居から職場までの交通手段を、女性警備員を含む警備員、訓練を受け事前に選別された運転手、GPS 追跡装置、及び各車両の通信回線とともに提供すること。
- (e) 深夜勤務の時間に女性の監督者、シフトの担当者、および警備員を配置すること。
- (f) 深夜勤務する女性労働者の同意を得ること。
- (g) 全てのシフトの女性労働者がその代表者を通じて工場責任者との月次の苦情等協議会を開催すること。

なお、同様の条件は、ノイダのあるウッタール・プラデーシュ州において 2024 年 2 月 19 日付通達で、ニムラナ工業団地などがあるラジャスタン州においては同州の 1959 年店舗及び施設法について 2024 年 3 月 7 日付通達で、それぞれ告示されています。

2. 宇宙分野への外国直接投資

インド政府は、2024 年 3 月 4 日に、政府の事前承認を要しない、いわゆる自動承認ルートでの宇宙分野への外国直接投資(「FDI」)が認められる範囲を拡大する旨の 2024 年のプレスノート 1 を発行しました。同プレスノートは、2024 年外国為替管理法(非債務証券)(第 3 次改正)規則の告示をもって、4 月 16 日に発効しています。具体的な内容は以下のとおりです：

具体的な取組	参入ルートと FDI キャップ
人工衛星、地上セグメント、ユーザーセグメントの部品やシステム又はサブシステムの製造	自動承認ルート:100%
人工衛星の製造及び運用、人工衛星データ製品、地上セグメント、ユーザーセグメント	自動承認ルート:最大 74%まで 上記を超える場合は政府承認ルート
打ち上げロケット及び関連システム又はサブシステム、宇宙船の打ち上げ及び受け入れのための宇宙基地の建設	自動承認ルート:最大 49%まで 上記を超える場合は政府承認ルート

3. マハラシュトラ州における IT 及び ITES 事業に関する印紙税の免除

2024 年 2 月 1 日、マハラシュトラ政府は、2023 年マハラシュトラ州の新たな情報技術・情報技術利用サービス政策(「IT 政策 2023」)を受けて、1958 年マハラシュトラ印紙法第 9 条に基づき、情報技術・情報技術利用サービスに関連する新たなプロジェクト及び既存プロジェクトに関する印紙税の全部及び一部の免除について通知を発出しました。一定の条件のもと、一定の証書(instruments)、特に、譲渡、リース、権原証書の作成交付、合併、会社分割及びリコンストラクション、抵当権、セキュリティボンド、質権について、全部又は一部の印紙税が免除されます。この免除は 2023 年 6 月 27 日から 2028 年 6 月 26 日まで、又は IT 政策 2023 に代わる新しい IT 方針がアナウンスされるまで有効です。

1. 倒産実務家の資格要件に関する告示

2024 年 1 月 31 日、連邦最高裁判所は、2024 年第 130 号告示(「**本告示**」)により、倒産実務家の資格要件を発表しました。倒産法上、会社の清算手続は清算人により遂行される必要があり、かかる清算人は、倒産法に従って登録され、所定の資格を有する倒産実務家である必要があるとされていたものの、これまで倒産実務家の具体的選任は進んでおりませんでした。本告示により、倒産実務家の資格要件が明示されるに至りました。本告示の定める倒産実務家の要件は以下の 2 要件です。

資格要件：公認会計士(Certified Public Accountant)又は法廷弁護士(Advocate)の資格を有していること

経験要件：資格取得後、最低 10 年の実務経験を有する者であること

現時点で倒産実務家の登録手続に関するアナウンスメントは出されておらず、具体的な倒産実務家の選任も進んでいませんが、今後、これらに関する実務の動きが予想されることから、引き続き動向を注視する必要があります。

2. 銀行代理業務に関する指令

2024 年 2 月 6 日、ミャンマー中央銀行(「**CBM**」)は、従前銀行サービスの利用が困難であった人々に銀行業務を提供するために銀行代理業務に関する指令(「**本指令**」)を発出し、同日発効しました。

本指令は、銀行、銀行代理者(銀行に代理して銀行業務に従事することを CBM によって認められた代理者)及び CBM の役割を定めています。また、本指令は、銀行代理者を指名する銀行の申請手続を、銀行代理者に関し必要となる情報及び評価基準を含めて規定しています。銀行は、銀行代理者の行為、リスク管理、研修、内部統制システムその他の事項に関して責任を負います。CBM は、監視、銀行業務の規制、現地査察の実施を行い、銀行代理業務の申請を精査して許可又は拒否の判断をする責任を負うとされます。

本指令に基づき、銀行代理者は、銀行との契約を締結することにより、銀行代理業務として以下の銀行業務に従事することができます。

- (i) 現金預金・払戻し
- (ii) 請求書の回収と銀行への支払
- (iii) 貸付金の回収、借入申込みに関する証拠書類の収集
- (iv) 国内送金
- (v) 年金の引出し及び組合又は社会から支給される手当等の社会給付の支給
- (vi) 残高照会
- (vii) 銀行と顧客間の文書通信サービス

3. 意匠及び著作権の登録費用に関する告示

ミャンマー商業省(「**MOC**」)は、2023 年 12 月 29 日付第 2 号告示により、意匠権登録申請等に係る手数料一覧を発表しました。また、MOC は、2024 年 2 月 13 日付第 1 号告示により、著作権登録申請等に係る手数料一覧を発表しました。これらの告示には、意匠権及び著作権の登録に関する各種手続きに係る費用の情報が含まれています。例えば、前者の告示では、意匠権登録申請の審査に係る手数料は 120,000 チャットとされています。

1. 電子署名法の大幅な改正

台湾における日本の内閣府に相当する行政院は 2024 年 2 月 29 日、2001 年の制定から一度も改正がされていなかった電子署名法(「**ESA**」)の改正案を提出しました。ESA 改正案は立法機関である立法院の審議に付され、2024 年内に可決される見通しです。ESA 改正案によれば、主な変更点は以下のとおりです。

(i) 電子文書と電子署名の法的効力の明確化

現行の ESA は、電子文書及び署名の法的効力を明示的に示す規定を欠いています。裁判所は、文書や署名が電子的形式であることのみをもってその法的効力を否定することは稀ですが、やはり明確な規定の欠如が電子文書及び電子署名の採用の妨げとなっています。ESA 改正案は、電子文書及び電子署名について、電子的形式であることのみをもってその法的効力を否定してはならないと規定しています。

(ii) 電子文書と電子署名の採用の前提条件の緩和

現行 ESA では、電子文書又は電子署名を使用するためには、相手方による明示的な同意が必要とされています。この点、ESA 改正案は、合理的な方式で相手方に電子形式の採用を反対する機会を与え、反対しなかった場合には同意したと推定される旨を相手方に告知することで足りると規定しています。すなわち、相手方は、反対する機会が与えられたにもかかわらず反対しなかった場合、電子文書又は電子署名の使用に同意したものと推定されます。

(iii) 電子署名の適用範囲の拡大

現行 ESA によれば、政府機関は自己の裁量で電子文書又は電子署名の使用を排除できることになっています。この点、ESA 改正案では、法律、又は法律により具体的に授權された法令によってのみ、電子書面及び電子署名の適用を排除し得ることが規定されています。但し、ESA 改正案は裁判手続には適用されないため、裁判手続における電子文書又は署名の採用は別途関連手続法に従うことになります。

2. TWSE の持続可能性報告書の準備及び提出に関する規則の改正

台湾証券取引所(「**TWSE**」)の持続可能性報告書の準備及び提出に関する規則(「**持続可能性報告書規則**」)は、2024 年 1 月 26 日に改正され、同日施行されました。持続可能性報告書規則は、TWSE において持続可能性報告書を公表する義務を有する対象となる上場会社、公表時期及び公表方法等を規定しています。本改正により、持続可能性報告書の公表義務の対象となる企業の範囲が拡大されました。

改正前の規則によれば、①食品、化学、金融又は保険の各業界の会社、②食品及び飲料の売上が総売上の 50%以上を占める会社、及び③払込資本金が 20 億新台幣ドル以上の会社が持続可能性報告書を公表する義務を有するとされていましたが、本改正により、2025 年からは TWSE における全ての上場会社がその性質にかかわらず、毎年持続可能性報告書を公表する義務を負うことになります。さらに、上記①②に該当する企業は、各業種に応じた特定の持続可能性指標に関する詳細な情報も含めた持続可能性報告書を公表することが必要となります。

改正後の規則によれば、TWSE に上場する企業は、Global Reporting Initiative(GRI)が公開している Universal Standards 及び Sector Standards を参照し、毎年 8 月 31 日までに持続可能性報告書を公表する必要があります。また、Sustainability Accounting Standards Board(SASB)が公開している文書を参照することもできます。

1. ステ이블コイン発行者への規制

「Legislative Proposal to Implement the Regulatory Regime for Stablecoin Issuers in Hong Kong」とする題する公開諮問書（「諮問書」）が Financial Services and the Treasury Bureau 及び Hong Kong Monetary Authority（「HKMA」）により 2023 年 12 月 27 日付で公表されました。諮問書はステ이블コイン（特に、一以上の不換通貨に係る安定した価値の維持を目指すもの（i.e., フィアット・レファレンシー付きステ이블コイン（「FRS」））発行者への規制に係る法的枠組みの提案（「本提案」）への意見を求めています。同枠組みの重要な点は、FRS 発行者に係るライセンスを持たない者は、香港において FRS を発行したり、そのマーケティング活動を行うことができない点にあります。以下は、同ライセンス取得のための要件として諮問書内で列挙されているもののうちの主要なものになります。

- (i) FRS 発行者は、その裏付けとなる準備資産の価格が常に取り扱う FRS の簿価と最低でも等しくなることが確保されるようにしなければならない。
- (ii) FRS 保有者が額面での FRS 及びその準備資産への償還請求権を有すること。
- (iii) FRS 発行者は FRS 発行業務を行うのに十分な最低資本金を含む財源を準備する必要がある。最低資本金額は、25,000,000 香港ドル又は流通する FRS の額面の 2%額のいずれか高い額となる。
- (iv) FRS 発行者は白書を発行し、自らに係る一般的情報、FRS 保有者の権利義務、FRS の価値の安定化の仕組み、準備資産管理方法、依拠するテクノロジー及びリスクを開示する。
- (v) FRS 発行者の支配者、最高責任者及び取締役は適格者をもってあてて必要があり、その選任及び FRS 発行者の支配権等の変更には当局の事前承認を要する。
- (vi) FRS 発行者は適切なリスク管理の手段及び手続きを備える必要がある。

2. 大湾区における越境的な資産運用商品への投資スキームの制度変更

中国人民銀行、HKMA 及び証券先物取引委員会（「SFC」）は、Guangdong-Hong Kong-Macau Greater Bay Area（「大湾区」）における Cross-boundary Wealth Management Connect Pilot Scheme（「WMC」）の変更に係る規則を 2024 年 1 月 20 日に公表しました。ノースバウンドスキーム及びサウスバウンドスキームより成る WMC は 2021 年 9 月より開始され、適格性を有する大湾区居住者に越境性のある一定の資産運用商品への投資を許容しています。WMC はその開始以後、大湾区にまたがる資産運用商品の分野において中国本土と香港との強化された連携に貢献してきました。今回の変更は WMC の更なる改良を目指しており、香港の金融サービス分野の観点からの主要な変更箇所のいくつかを以下に抜粋します。

(i) SFC 許可業者の参画

今回の変更により銀行のみでなく SFC に許可された会社（「許可業者」）も SFC が定める規則（e.g., 中国本土の適格なブローカーと連携の上、十分な内部統制及びオペレーションの仕組みを SFC が定めるガイドラインに従って導入すること等）の下で WMC に参画可能となりました。

(ii) 対象となる資産運用商品

従前は、サウスバウンドスキームにおける対象となる投資信託は、SFC に認可された香港のファンドで“non-complex”かつ“low risk to medium risk”と評価されたものに限られていました。今回の変更により対象となる投資信託は、SFC に認可された香港のファンドで、(1)主に中華圏における企業に投資し“non-complex”と評価されたもの、又は(2)“low~medium to high” risk かつ“non-complex”と評価されたもの（但し、ハイイールドボンドファンド及び一種類の市場のみを対象とするエクイティファンドを除く）に拡張されました。

(iii) 個人の投資上限

WMC に参加する個人は各個人毎の投資上限額が設定されています。サウスバウンドスキームにおける個人の投資上限額は、100 万人民币から 300 万人民币に増加されました。

1. UAE における新破産法の施行

UAE では、金融再編及び破産に関する法律(Federal Law 51 of 2023) (「**新法**」)が 2024 年 5 月 1 日に施行されます。この法律は、破産に関する法律(Federal Law No 9 of 2016)(「**旧法**」)を廃止し、これに取って代わるものです。旧法に関連する規則等は新法の下での規則等にとって代わられるまで有効ですが、新法は UAE の破産手続きに影響を与える変更を導入しています。新法では、以下を含む多くの点が改正されています。

- (i) 裁判所への破産部門の設置：新法は、破産・再生事件を管理・監督する専門の部門を裁判所に設置しました。
- (ii) 予防的和解：旧法下の「予防的手続(Preventive Composition)」は、「予防的和解(Preventive Settlement)」と呼ばれるより使いやすい仕組みに変更されました。予防的手続で必要だった管財人の選任が不要となるなど、手続を迅速かつ柔軟に完了し得ることになりました。予防的和解の手続は債務者の通常の事業継続を妨げないという点でも予防的手続と比べて便利な手続となります。
- (iii) 猶予期間： 予防的和解の手続開始の決定がされた日から 3 ヶ月から 6 ヶ月、債務者に対して進行中の裁判手続及び執行手続は停止されることされ、最大 10 ヶ月とされていた旧法下のルールが修正されました。なお、同様に、倒産手続においても、債務者に対する裁判手続及び執行手続は、倒産手続の開始が決定された時点で停止されますが、こちらの停止については、再生計画が承認されるか、倒産手続が終結するまで有効で、期間に制限はありません。
- (iv) 債務者の手続開始義務： 30 日以上を支払停止の場合に、破産手続の開始が債務者の義務とされていた旧法と異なり、新法では、債務者に、倒産手続を開始する義務はありません。
- (v) 重要な定義の修正： 新法は、「関連当事者」、「債務者資産」、「破産登記」等、旧法の主要な定義を修正・明確化しました。特に、「債務者資産」の定義が拡大され、債務者が全世界で所有する全ての動産・不動産が含まれることになりました。
- (vi) 適用範囲： 新法は旧法と同様に Abu Dhabi Global Market (ADGM)や Dubai International Financial Centre(DIFC)には適用されません。これらのエリアには独自の倒産法があります。

2. UAE における官民パートナーシップ法の施工

連邦政府機関と民間部門との官民連携(Public Private Partnership : PPP)の一般的枠組みを定めた法律(Federal Decree-Law No. 12 of 2023)(「**PPP 法**」)が 2023 年 12 月 1 日に発効しました。同法は、一部の例外を除き、連邦政府機関が提案し、民間部門がその全額又は一部を出資する官民連携(PPP)事業に適用されることとなります。PPP 法では、政府保証や、民間事業者に付与され得るインセンティブに関する条項を含め、連邦政府機関主催の官民連携事業に関する手続その他のルールが定められていますが、詳細については、今後 PPP 法に関連して制定が予定される閣議決定とガイドブック(Partnership Projects Guidebook)の内容を待つ必要があります。なお、PPP 法の適用対象は連邦政府機関主催事業であり、ドバイ首長国やアブダビ首長国等、各首長国の主催事業には適用されません。

東京証券取引所による「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」の公表

株式会社東京証券取引所(「東証」)は、2024年2月、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」(「本要綱」)を公表しました。

(1) 本要綱の背景等

近時、日本における英文開示の取組みは、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂により補充原則3-1②において英文開示が盛り込まれたこと、2022年4月に区分の見直しが行われたプライム市場が「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」と位置付けられたことなどに伴い進展しています。特に、プライム市場上場会社においては、英文開示の取組みが進み、東証上場部が2022年3月及び2024年1月にそれぞれ公表した「英文開示実施状況調査集計レポート」によれば、2020年12月末時点でプライム市場選出会社の英文開示実施率は79.7%であったのに対し、2023年12月末時点でのプライム市場の英文開示実施率は98.2%にまで上昇しました。

他方、東証上場部が2023年8月に公表した「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」(「アンケート結果」)は、海外投資家において、日本の上場会社の英文開示が近年改善していると評価はしているものの、依然としてその現状には満足していないことを示すものとなっており、アンケート結果の中で、日本の上場会社の英文開示について「不満」とした回答の多くは、英文開示において開示される情報が日本語の開示に比して少ないこと、英文開示のタイミングが日本語の開示に比して遅いことを指摘していました。また、上記アンケート結果は、英文開示が不十分であったことにより、対話への影響、投資行動への影響及び議決権行使への影響が具体的に生じていることを示すものとなっていました。

こうした状況を踏まえ、プライム市場上場会社へのさらなる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向け、本要綱が公表されました。

(2) 本要綱の概要

本要綱においては、要旨、以下の内容が提案されており、2025年4月1日以後の開示からの適用が予定されています(ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、以下の内容について当該企業としての具体的な実施予定時期を記載した書面を東証に提出している場合は適用を1年間猶予することも予定されています。)。

① 英文開示に関する努力義務(企業行動規範の「望まれる事項」として規定)

- プライム市場上場会社は、重要な会社情報について、可能な限り、日本語による開示と同時に、英語により同一の内容の開示を行うよう努めるものとする。ここでいう「重要な会社情報」とは、投資家が、リアルタイムの投資判断のみならず、中長期的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考える全ての開示情報を意味する。

② 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化(企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定)

- プライム市場上場会社は、決算情報(決算短信・四半期決算短信、決算補足説明資料)及び適時開示情報(任意の開示を含む、すべての適時開示項目)について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うものとする。
- もっとも、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、この限りでない。
- 英語による開示は、日本語による開示内容の一部又は概要で足り、あくまで日本語による開示の参考訳として求めるものとし、その内容の正確性については実効性確保措置(e.g. 公表措置等)の対象とはならないが、英語による開示自体を行っていない場合には、実効性確保措置の対象となる場合がある。

本要綱に基づく制度変更により、プライム市場上場会社の英文開示のさらなる進展、海外投資の呼び込みが期待されます。

1. 2024 年改正オフショア銀行法

オフショア銀行法が、2024 年 3 月 14 日に改正施行されました。主な改正点は以下のとおりです。

- (a) バングラデシュに投資する外国企業は、バングラデシュにおいてオフショア銀行として認可された指定銀行でオフショア銀行口座を開設できる。
- (b) 改正前は政府の事前許可が必要だったが、今後は、同口座の預金は事前許可なくバングラデシュから自由に海外送金できる。
- (c) 同口座の預金及び利息について、バングラデシュの税金、関税、手数料等が免除。
- (d) 同口座は、日本円や米ドルを含む 5 つの外貨で開設できる。

2. 輸出所得に対する減免税

バングラデシュ国家歳入庁は、2024 年 3 月 4 日、2023 年所得税法第 76 条第 1 項に基づき、一定の条件のもと、輸出所得に対する減免税を認める政令(「SRO」)を発令しました。

これにより、企業は、輸出所得に対して、12%の軽減税率の恩恵を受けることができます。また、LEED(Leadership in Energy and Environmental Design)認証を受けた工場で生産された製品を輸出する企業の場合には、輸出所得に対して、10%の軽減税率の恩恵を受けることができます。LEED 認証に関しては、そのほとんどを衣料品部門が占めており、本発令により、バングラデシュの衣料品メーカーに対する輸出促進が期待されます。

3. 革新庁(A2i)の設立

バングラデシュ政府は、2024 年 2 月 6 日、2023 年革新庁(A2i)法第 3 条第 1 項に基づき、革新庁の設立を発表しました。

同庁は情報通信技術大臣が長官を務め、情報技術分野における技術革新を奨励するための政策を策定し、同分野への国民の関心を高めることを所管業務としています。

⁴ 本稿作成に際しては、バングラデシュの法律事務所 Rahman's Chambers 所属の Shimu Kamrunnaher 弁護士に協力を得ました。

1. オンライン・コンテンツを規制するオンライン安全法の施行

スリランカでは、2024 年 2 月 1 日、オンライン上の虚偽発言による害悪から個人を保護することなどを目的とした 2024 年 オンライン安全法(「**オンライン安全法**」)が施行されました。オンライン安全法は、主に、スリランカの国内又は国外の者が虚偽発言による一定の行為(国家安全保障や公共の健康又は秩序などに脅威を与える行為、裁判所を侮辱する行為、暴動を促す行為、宗教活動を阻害する行為など)、詐欺行為、ハラスメント、児童虐待をオンライン上で行うことを禁止しています。

また、オンライン安全法は、5 人のメンバーで構成されるオンライン安全委員会を設立することを規定しています。オンライン安全委員会は、オンライン安全法の違反行為を調査する権限を有しており、違反行為がある場合には、禁止される発言の停止、禁止される発言が存在するオンライン空間へのアクセスの遮断や禁止される発言の削除などを、違反行為の類型に応じて、個人やインターネット・サービス・プロバイダーに対して通知する権限を有しています。個人またはインターネット・サービス・プロバイダー等は、オンライン安全委員会からの通知を遵守しない場合、オンライン安全法に違反し、処罰の対象となります。

オンライン安全法の違反については罰則が規定されており、例えば、虚偽発言により国家安全保障などに脅威を与える行為については 5 年以下の禁固または 50 万ルピー以下の罰金(併科あり)が科されます。

2. 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の批准

2024 年 2 月 28 日、スリランカは、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約(「**本条約**」)を批准し、本条約の 14 番目の加盟国となりました。本条約は、国際貿易を円滑にし、調停による国際的な和解合意の執行のための効果的なメカニズムを提供することにより、国際的な商事紛争の代替的な解決手段としての調停を促進することを目的としています。

本条約は、スリランカにおいて 2024 年 8 月 28 日から施行されます。これに関する国内法の整備として、スリランカでは、2024 年 1 月 31 日、調停による国際的な和解合意に関する承認及び執行に関する法律(2024 年第 5 号)が成立しています。

⁵ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram 所属の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

1. 2023 年商標(改正)法

2023 年 8 月 11 日に、2001 年商標令を改正する 2023 年商標(改正)法(「改正商標法」)が成立・施行されました。

改正商標法の主な内容は以下のとおりです。

- (i) マドリッド・プロトコルに基づく商標の国際登録に関する章が新たに導入されました。これには、(a)国際出願を取り扱う商標登録局の権限、(b)国際出願について商標登録局が従うべき手続、(c)国際登録の存続期間及び更新に関する規定等が含まれます。
- (ii) パキスタン知的所有権機関の権限が拡大され、従前パキスタン政府に付与されていた権限の一部が移管されました。
- (iii) 知的財産裁判所が管轄権を有する知財紛争の範囲が拡大されました。

2. 2023 年コンピュータ緊急対応組織規則の制定

2023 年 10 月 3 日に、パキスタン政府は 2023 年コンピュータ緊急対応組織規則(「CERT 規則」)を施行しました。CERT 規則は、2016 年電子犯罪防止法に基づいて施行され、国家、セクター、機関の段階で新たに発生するサイバーセキュリティリスクに対処するために、コンピュータ緊急対応組織(「CERT」)を通じてサイバーセキュリティ対策を強化し、国家のサイバーセキュリティプラットフォームを発展させることを目的としています。

CERT 規則により、CERT(国家レベル、セクターレベル及び機関レベル)及びその監督機関である CERT 理事会が設置されることとなりました。また、CERT 規則は CERT の業務範囲を規定しており、例えば、国家レベルの CERT の主な業務は、様々な CERT 間の連絡役としての役割を果たすことであり、パキスタン全土における重要なデータインフラストラクチャー又は情報システムに対する脅威及び攻撃への迅速な対応を容易にすることとされます。

CERT 規則上、CERT の機能には以下が含まれるとされます。

- (i) 事前脅威分析、警告の発令、脆弱性管理等のプロアクティブ機能。
- (ii) インシデントの報告、対応、復旧、調査・分析等の対応機能。
- (iii) 継続的な最適化、技術の開発及び導入等の維持機能。

⁶ 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji&Talibuddin 所属の Syed Ali Bin Maaz 弁護士に協力を得ました。

1. トルコデータ保護法の改正

2024年3月2日、トルコ大国民議会は、トルコのデータ保護法第6698号を改正する司法改革法を採択しました。新規定は2024年3月12日に官報に掲載され、2024年6月1日から施行されます。この改正は、データ保護規制をEUのデータ保護規則、特に欧州連合の一般データ保護規則(「GDPR」)と調和させることを目的としています。この改正は、データの越境移転とセンシティブデータの処理に関連しています。改正の実施に関しては、トルコのデータ保護当局によって提供される可能性のある、更なるガイダンスにも注視が必要です。

2. 医療、ヘルスケア法制の近時の動向

(i) ヒト用医薬品：2023年11月から2024年2月にかけて、「治験薬の定義及びヒト用補助医薬品の使用に関する指針(案)」、「ヒト用医薬品の許認可に関する規則」の改正、「ヒト用承認医薬品の変更に係る規則」の改正、「医薬品倉庫を除く輸出条件に関する指針」、「臨床試験の電子化に関する指針(案)」、「ヒト用医薬品施設承認申請等に関する指針」の改正が公表されました。また、「臨床試験で使用する医薬品の化学的及び薬理学的品質要件【←コメント：語感を整える観点から手を入れましたがご検討ください。】に関するガイドライン」及び「臨床試験で使用する生物学的製剤の品質要件に関するガイドライン」がEUの法規制に基づき定められ、施行されました。さらに、「ファーマコビジランス業務受託者及び製造販売業者が実施するファーマコビジランス試験の原則及び手順に関する指針」、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する指針」、「医薬品の外国からの調達に関する指針」及び「ヒト用医薬品の承認申請のスケジュールリングに関する手順に関する指針」が改正されました。

(ii) 医療機器：2024年1月3日に、「医療機器の販売、広告及び宣伝に関する規制の範囲内で行われる学術集会及び教育活動に関するガイドライン」の改正、2024年1月9日に、「医療機器の販売、広告及び宣伝に関する規制の実施に関するガイドライン」の改正、2024年2月20日に、「医療機器の試験、検査及びキャリブレーションに関する規制の下で行われる試験、検査及びキャリブレーションに関するガイドライン」の改正が公表されました。

(iii) 化粧品：2023年12月7日に、「化粧品責任者及びエンドユーザーに関する情報ガイドライン」が公表され、2023年12月12日に、「化粧品製品情報ファイルに関するガイドライン」、「化粧品の安全性評価に関するガイドライン」、「化粧品責任者に関するガイドライン」を統合したものと、「化粧品製品情報ファイル、責任技術者、製品安全審査員及び研修に関するガイドライン」を統合したガイドライン」が施行されました。

(iv) 医療サービス：2024年1月16日に、「外来診療に従事する民間医療施設に関する規則」が公表され、2024年1月16日に、「民間病院に関する規則」の改正、2024年3月1日に、「特定保健関連法の改正に関する法律第7496号」及び「政令第663号」が公布されました。

3. 競争法に関する近時の動向

2023年は、トルコ競争庁にとって極めて活発な年となりました。トルコ競争庁は、デジタル市場について緻密な調査を実施し、これに基づき電子商取引法の改正を行いました。改正により、オンラインマーケットプレイス及び電子商取引に参加する者に対して、これまでよりも厳しい規制が敷かれることとなりました。

また、2023年は、競争法上のコミットメント制度や和解手続も発展した年となりました。2023年の最終四半期には、カルテル摘発のための規則が大幅に改正されました。主な改正点は、カルテルの推進をした者とりエンシー制度に関するもので、審査の結果カルテルと認定されなかった者に対する支援の拡大や罰金の減額幅の調整などが行われました。

⁷ 本稿は、トルコの大手法律事務所Paksoyが発行した2024年2月29日付“Turkish Competition Law Newsletter – 2024 Winter Issue”、2024年3月13日付“Recent Developments in Healthcare Legislation”、2024年3月14日付“Amendments to Turkish Data Protection Law soon to enter into force”に基づいて作成しました。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京所)
 箭内 隆道(アソシエイト、東京)
 白井 美和子(アソシエイト、東京)
 難波 早登至(アソシエイト、東京)
 小川 莉央(アソシエイト、東京)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
jdonauw@wplaws.com



インドネシア
[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
[吉本 祐介](#)
 インドネシアプラクティスパート
 ナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



インドネシア(和文監修者)
[竹崎 真子](#)
 アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



マレーシア
[ワンメイ・リョン](#)
 提携事務所パートナー,
 WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com

マレーシア
[ライアン・ヘン](#)
 提携事務所アソシエイト,
 WM Leong & Co
ryan.heng@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)
[眞榮城 大介](#)
 パートナー, クアランブール
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)
[宮関 貴臣](#)
 アソシエイト, 東京
t.miyazeki@nishimura.com



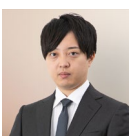
フィリピン
[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
 パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン
[ステフィ・サリス](#)
 アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
[佐藤 正孝](#)
 パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
[武田 利久](#)
 アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



シンガポール
[メリッサ・タン](#)
 アライアンス事務所ダイレク
 ター, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg

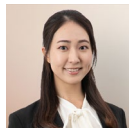


シンガポール
[チン・スーシャン](#)
 アライアンス事務所アソシエ
 イト, Bayfront Law
suxian.chen@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
[吉本 智郎](#)
 パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com

シンガポール(和文監修者)
[難波 早登至](#)
 アソシエイト, 東京
sa.namba@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)
[村林 優里香](#)
 アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



タイ
[ジラポン・スリワット](#)
 パートナー, バンコク事務所共同
 代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
[アピンヤー・サーンティカセーム](#)
 パートナー, バンコク
a.samtikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
[志澤 正彦](#)
 アソシエイト, バンコク
m.shizawa@nishimura.com



タイ(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ベトナム

ヴ・レ・バン
パートナー, ホーチミン事務所
共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム

グエン・ティ・タン・フォン
パートナー, ハノイ
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

池田 展子
カウンセラー, ハノイ
n.ikeda@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

秋山 梨
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



インド

イシャ・シャ
アソシエイト, フランクフルト/
デュッセルドルフ
i.shah@nishimura.com



インド(和文監修者)

箭内 隆道
アソシエイト, 東京
t.yanai@nishimura.com



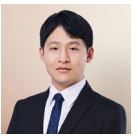
ミャンマー

ソーニャントウン
アソシエイト, ヤンゴン
s.n.htun@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)

中島 朋子
アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾

江 承随
アソシエイト, 台北
c.chiang@nishimura.com



香港

坂本 龍一
パートナー, 東京
r.sakamoto@nishimura.com



アラブ首長国連邦

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



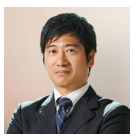
アラブ首長国連邦

村林 優里香
アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



アラブ首長国連邦(和文監修者)

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



日本

加賀 宏樹
パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩
アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com



バングラデシュ

鈴木 多恵子
インドプラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



バングラデシュ

バーシャ・バッタチャリヤ
カウンセラー, 東京
v.bhattacharya@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

杉谷 真
アソシエイト, 東京
m.sugitani@nishimura.com



スリランカ

川島 章裕
カウンセラー, 東京
a.kawashima@nishimura.com



パキスタン

鈴木 多恵子

インドプラクティスパートナー,
東京

t.suzuki@nishimura.com



パキスタン

中島 朋子

アソシエイト, 東京

to.nakashima@nishimura.com



トルコ

廣澤 太郎

ベトナムプラクティスパート
ナー, 東京/ハノイ/ホーチミン

t.hirosawa@nishimura.com

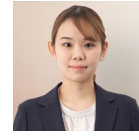


トルコ(和文監修者)

秋山 葵

アソシエイト, 東京

s.akiyama@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

竹崎 真子

アソシエイト, 東京

m.takezaki@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

藤岡 七海

アソシエイト, 東京

n.fujioka@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。